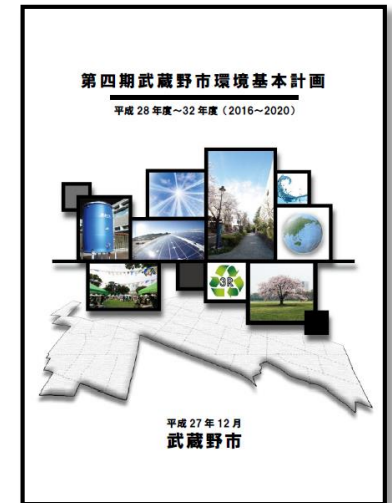


## ■ 環境市民会議（略歴） ■

- 昭和60年 緑化・環境市民委員会発足
- 平成5年 第三期基本構想・長期計画制定  
(地球環境等に言及した初めての長期計画)
- 平成9年 武蔵野市の環境施策に関する市民会議発足  
(環境基本計画の策定等を提案)
- 平成11年 環境基本条例制定  
(環境市民会議の設置も規定)
- 同年 環境市民会議発足
- 同年 第一期環境基本計画策定
- 平成27年 第四期環境基本計画策定  
(環境市民会議での議論を経ての策定)



# ■ 環境市民会議（武蔵野市環境基本条例） ■

（環境市民会議）

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- （1）環境基本計画に関すること。
- （2）年次報告書に関すること。
- （3）その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。